春日井市居住支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第３条第６項に規定する生活困窮者居住支援事業（以下「事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の提供、食事の提供その他日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供を行うことにより、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第３条　事業の実施主体は、春日井市とする。

（対象者）

第４条　事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、市長が居住支援の必要があると認めた、本市の区域内に起居する一定の住居を持たない生活困窮者（以下「利用者」という。）とする。ただし、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第２条第２号に規定する暴力団員を除く。

⑴　法に基づく生活困窮者自立相談支援事業による相談支援を申し込み、事業を含めた支援の種類及び内容を記載した計画（以下「プラン」という。）を作成したもの。ただし、緊急性が高い場合は、事業の利用期間中にプランを作成することができる。

⑵　市長が、緊急性等を勘案し支援が必要と認めるもの。

（事業内容）

第５条　事業の内容は、利用者の自立度に応じて、宿泊場所の提供、食事の提供、

日用品の貸与又は提供等必要な支援を行うものとする。

（宿泊場所）

第６条　宿泊場所は、利用者の状況に応じて次の各号に掲げるもののうち、市長が決定する。

⑴　前条のサービスを提供することのできる宿泊施設のうち、事業への協力を表明したもの（以下「宿泊施設」という。）

⑵　春日井市営住宅条例第２条第１号に規定する市営住宅（以下「市営住宅」という。）

（利用手続き）

第７条　事業の利用を申請する者（以下「申請者」という。）は、居住支援事業利用（変更）申請書（第１号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、緊急時においては、提出書類等がない場合であっても本人の意向の確認をもって利用申込があったものとし、後日、必要書類を提出するものとする。

⑴　資産収入申告書（第２号様式）

⑵　居住支援事業による宿泊場所利用上の留意事項（第３号様式）

⑶　本人確認書類の写し

⑷　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産及び収入関係書類の写し

２　市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、事業の利用の可否を決定し、居住支援事業利用決定（変更）通知書（第４号様式）又は居住支援事業利用却下通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

３　事業の利用決定事項を変更する場合は、居住支援事業利用（変更）申請書に決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

４　第２項の規定は、前項の申請について準用する。

（宿泊期間）

第８条　宿泊期間は、プランに基づく最小限度の宿泊数とし、最長14泊以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（宿泊の中止）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には宿泊を中止することができる。

⑴　利用者が飲酒、暴力行為等により、宿泊場所に迷惑を及ぼした場合

⑵　利用者が宿泊場所の定める規則等を遵守しない場合

⑶　利用者が職員等の行う相談支援を受け入れない場合

⑷　利用決定後、虚偽の申請等不正な受給に該当することが明らかになった場合

⑸　利用決定後、逮捕又は拘留された場合

⑹　利用決定後、利用者又は利用者と生計を一にする同居者が暴力団員と判明した場合

⑺　利用者に生活保護の支給決定（医療単給を除く。）がされた場合

⑻　前各号に掲げるもののほか、市長が宿泊を中止する必要があると認めた場合

２　市長は、宿泊の中止を決定した場合は、居住支援事業利用中止通知書（第６号様式）により利用者に通知するものとする。

３　利用者は、前項による通知を受けた場合は、当該宿泊場所を速やかに明け渡さなければならない。

（食事の提供）

第10条　第５条の規定により提供する食事は、１日３食を上限に、市が準備するものとする。ただし、利用者が別に食事を調達できる場合は、この限りでない。

（日用品の貸与又は提供）

第11条　第５条の規定により貸与又は提供する日用品は、必要な利用者に対し市が準備するものとする。ただし、利用者が別に日用品を調達できる場合は、この限りでない。

（宿泊利用料等の支払方法）

第12条　宿泊施設の管理者は、利用者の宿泊期間終了後に宿泊提供実績報告書（兼請求書）（第７号様式）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前号による報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、宿泊施設の管理者等に宿泊利用料として利用者の宿泊費用を支払うものとする。

３　市長は、市営住宅の利用に必要な諸費用を支払うものとする。

（雑 則）

第13条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、改正前の春日井市一時生活支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市一時生活支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、改正前の春日井市一時生活支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市居住支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第１号様式（第７条関係）

居住支援事業利用（変更）申請書

ふりがな		性別	□ 男 □ 女
氏　　名			
住　　所			
電話番号			
生年月日	年　　月　　日（　　歳）		
緊急連絡先	氏名　　（続柄　　） 住所　　電話番号		

現在の生活の状況（仕事の状況等なるべく詳しく書いてください。）

決定事項を変更する場合（変更事項、変更理由を詳しく書いてください。）

□ 利用者又は利用者と生計を一にする同居者が暴力団員ではないことを確認した。

上記の事項に相違なく、居住支援事業の利用（変更）を申請します。また、市営住宅を利用する場合は、記載した情報を春日井市住宅政策課に提供することに同意します。

（宛先）春日井市長

年　　月　　日

申請者氏名

第２号様式（第７条関係）

資産収入申告書

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td></td><td>性別</td><td colspan="3">□男性　　□女性</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　）歳</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>申立事項</td><td colspan="5">申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること
<table>
<tr><td>ふりがな</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="5">合計</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>続　柄</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>性　別</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>収入金額（月額）</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>預貯金等の金額</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
※申請（申込）日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額を、月により変動があるときは収入の確定している直近３か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。</td></tr>
</table>

居住支援事業の利用の申請を行うにあたり、私及び私と同一世帯に属する者の収入及び資産の申立をします。なお、上記の申立事項に相違ないことを誓約します。また、市営住宅を利用する場合は、記載した情報を春日井市住宅政策課に提供することに同意します。

（宛先）春日井市長

年　　月　　日

申請者氏名

※　添付書類　収入関係書類の写し及び通帳等金融資産関係書類の写し

第３号様式（第７条関係）　その１

居住支援事業による宿泊場所利用上の留意事項（宿泊施設）

１　あなたが宿泊する施設（以下「宿泊施設」といいます。）は、民間のホテル等です。他の利用客の迷惑にならないように留意し、春日井市及び宿泊施設の指示に従ってください。

春日井市及び宿泊施設の指示に従わない場合のほか、次の場合には宿泊を中止させることがあります。

⑴　飲酒、暴力行為等により、宿泊施設に迷惑を及ぼした場合

⑵　宿泊施設の定める規則等を遵守しない場合

⑶　この留意事項に従わない場合のほか、春日井市が宿泊を中止する必要があると認めた場合

２　宿泊施設の利用方法について、次のことに留意してください。

⑴　外出する時は、宿泊施設に鍵を預け、行き先と帰る時間を伝えてください。

⑵　他の場所での外泊はできません。外出した場合は、予定の時間に必ず帰るようにしてください。

⑶　宿泊施設の部屋に設置されている電話は利用できません。

⑷　故意又は過失により宿泊施設に損害を与えた場合は、あなたがその損害を賠償することになります。

⑸　春日井市が指定したサービス以外の利用により発生した料金は、あなたが支払うことになります。

以上に同意し、居住支援事業の利用を希望します。

年　　月　　日

（宛先）春日井市長

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第３号様式（第７条関係）　その２

居住支援事業による宿泊場所利用上の留意事項（市営住宅）

１　使用許可の通知後、速やかに入居し、また住居以外の用途（営業行為など）には使用しません。
２　公営住宅法及び春日井市営住宅条例を遵守します。
３　騒音、粗暴な言動、ごみ等の放置、共有部分の占有などにより他の入居者の迷惑となる行為は行いません。
４　当初使用者以外の者を当該住宅に同居させません。
５　使用許可を受けた物件を第三者に転貸又はその使用する権利を第三者に譲渡もしくは担保に供しません。
６　当該住宅及び共同施設について、必要な注意を払い、これらの正常な状態を維持します。
７　私または同居人の責めに帰すべき事由により、市営住宅もしくは共同施設を滅失させ、又は毀損したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を賠償します。
８　犬、猫等ペット類を持ち込むなどして飼育しません。
９　使用期間が満了したとき又はこの許可が取り消されたときは自己の責任と負担において、市長の指定する日までに、明け渡します。
10　市が将来市営住宅に関する何らかの事業を実施する場合、協力します。
11　春日井市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員ではありません。

私（利用者）及び同居人は、以上のことを同意し、居住支援事業で市営住宅の利用を申請します。

年　　月　　日

（宛先）春日井市長

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第４号様式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

春日井市長　　印

居住支援事業利用決定（変更）通知書

年　月　日付けで申請された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく居住支援事業の利用について、次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

１　氏　　名	
２　生 年 月 日	
３　支 援 期 間	年　　月　　日～　　月　　日（　　日間）
４　支 援 場 所	（所在地：　　）
５　特記事項等	

第５号様式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

春日井市長

居住支援事業利用却下通知書

　　年　月　日付けで申請された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく居住支援事業の利用について、次のとおり却下しましたので通知します。

１　却下理由

第６号様式（第９条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

春日井市長　　印

居住支援事業利用中止通知書

年　月　日付けで支援提供を決定した生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく居住支援事業の利用について、次のとおり中止しますので通知します。

１　利用中止日　　年　　月　　日

２　中止理由

第７号様式（第12条関係）

宿泊提供実績報告書（兼請求書）

＜宿泊施設記載欄＞

年　　月　　日

（宛先）春日井市長

住　　所
名　　称
代 表 者　　印

年　　月　　日に依頼のありました　　様について
次のとおり宿泊等の受入を行いましたので報告します。
なお、宿泊費用の支払いは、次により送金してください。

１ 宿泊期間　　年　月　日から　　年　月　日まで　　泊　　日
２ 宿泊施設名
３ 宿泊費用の請求額　　円×　　泊＝　　円
４ 支払内容　宿泊費
５ 宿泊費用振込先

フ リ ガ ナ 口座名義人	
金融機関名	
支　店　名	
口 座 種 別	普通　・　当座
口 座 番 号	

＜備考欄＞

注）住所、名称、代表者名については、宿泊費用の請求を行う団体等名を記入してください。